

国立大学法人山口大学吉田地区構内駐車場使用要項

(趣旨)

第1条 国立大学法人山口大学吉田地区構内駐車場（以下「駐車場」という。）の使用については、この要項の定めによるものとする。

(駐車許可証)

第2条 駐車場の使用に関し、吉田地区構内交通規則第9条及び第10条に基づく駐車場の使用許可の交付を受ける者は、使用料金を納付しなければならない。

2 使用許可証の有効期間は年度単位とするため、交付申請は毎年度行わなければならない。

(使用の変更)

第3条 駐車許可証の交付を受けた者は、使用許可を受けた後において、年度内にその内容を変更し、又は使用の取り消しをするときは、直ちに申し出なければならない。

(使用料)

第4条 使用料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 駐車場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を事務局の出納責任者に納付しなければならない。ただし、本学の職員においては、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たないものは、通常の場合の月額に100分の50を乗じて得た額を納付するものとする。また、中途採用者で使用開始月において通勤所要回数が10回に満たない場合についても、通常の場合の月額に100分の50を乗じて得た額を納付するものとする。
- (2) 使用料は、駐車許可証の交付申請をする際に納付しなければならない。
- (3) 納付の方法は、原則郵便局で国立大学法人山口大学が定めた納付書を添えて払い込むこととする。
- (4) 前条における使用の変更の申出があった場合、既納の使用料から抹消期間分を返還することがある。

(事務)

第5条 この要項に関する事務は、施設環境部施設企画課において行う。

附 則

この要項は平成21年2月10日より施行し、平成21年度駐車場使用から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。ただし、駐車場の使用料は、この要項による改正後の山口大学吉田地区構内駐車場使用要項別紙1の規定にかかわらず平成29年度の料金は9,600円とする。

附 則

この要項は平成30年5月8日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和8年3月5日より施行し、令和8年4月1日から適用する。

別 表

吉田地区構内駐車場使用料

対 象 者	料 金
駐車許可者 ①第2条1項に定義された職員及び学生 ②業者 構内で事業に従事する生協、食堂、売店等 物品販売等の営業車等 ③その他（学内郵便局、教職員組合、放送大学等）	年額 12,000円 月額 1,000円
構内通行許可者 ①公用車（本学、他機関） ②バス、タクシー、郵便集配車、宅配便車 ③業者 ・売店、食堂等の搬入車 ・営業用の商用車 ・工事関係車両 ④所属部局長が通行を許可した自動車※1	無 料

本学に用務が一時的にある者※2が自動車で来学した場合は、来学者駐車エリアを使用することとし、駐車許可証は交付しない。

※1 構内の移動に自動車の使用が必要な者や特別な事情により構内を通行する必要がある者が駐停車する場所は、所属部局長が管理する場所とし、第2条の駐車場を使用する場合は、別途、所定の手続きを行うこと。

※2 本学に一時的に用務がある者とは、次の者をいう。

職員（雇用期間が1か月未満の者）

職員・学生（他地区所属の者）

非常勤講師

共同研究者等

業務委託により本学に勤務する者

学外者

・本学で開催される行事の関係者

・公開講座・講演会等の関係者

・図書館・食堂利用者

・その他本学の施設を利用する臨時的な入構者